

## 第6回 かでなGO!GO!フェスティバル 出店募集要項

かでな音楽祭実行委員会

### 1. 目的

音楽によるまちづくりを目指し、町民による音楽活動の取組を推進するとともに、音楽を通して「活力に満ちた賑わいのある町」及び将来像である「ひと、未来かがやく交流のまち かでな」の実現を目的とし、「第6回 かでなGO!GO!フェスティバル」を開催する。そこで、来場者の満足度向上を図り、かつ嘉手納町の商業の振興に資するため、会場内での飲食物の販売を行う事業者（以下「出店者」という。）を募集する。

### 2. 会場及び開催日時

会場： かでな文化センター

日時： 令和5年3月21日（火） 15時～21時（予定）

### 3. 出店資格

下記（1）～（2）のすべてを満たす者とする。

（1）飲食販売に関し必要な許可及び資格を有する者

（2）本イベントの趣旨に賛同し、本イベントの円滑な運営に協力する者  
なお、名義貸しは認めない。

### 4. 出店料

出店料は無料とする。

### 5. 募集出店者数、出店条件

（1）募集出店者数

募集する出店者は6店舗程度（キッチンカー2台含む）とする。

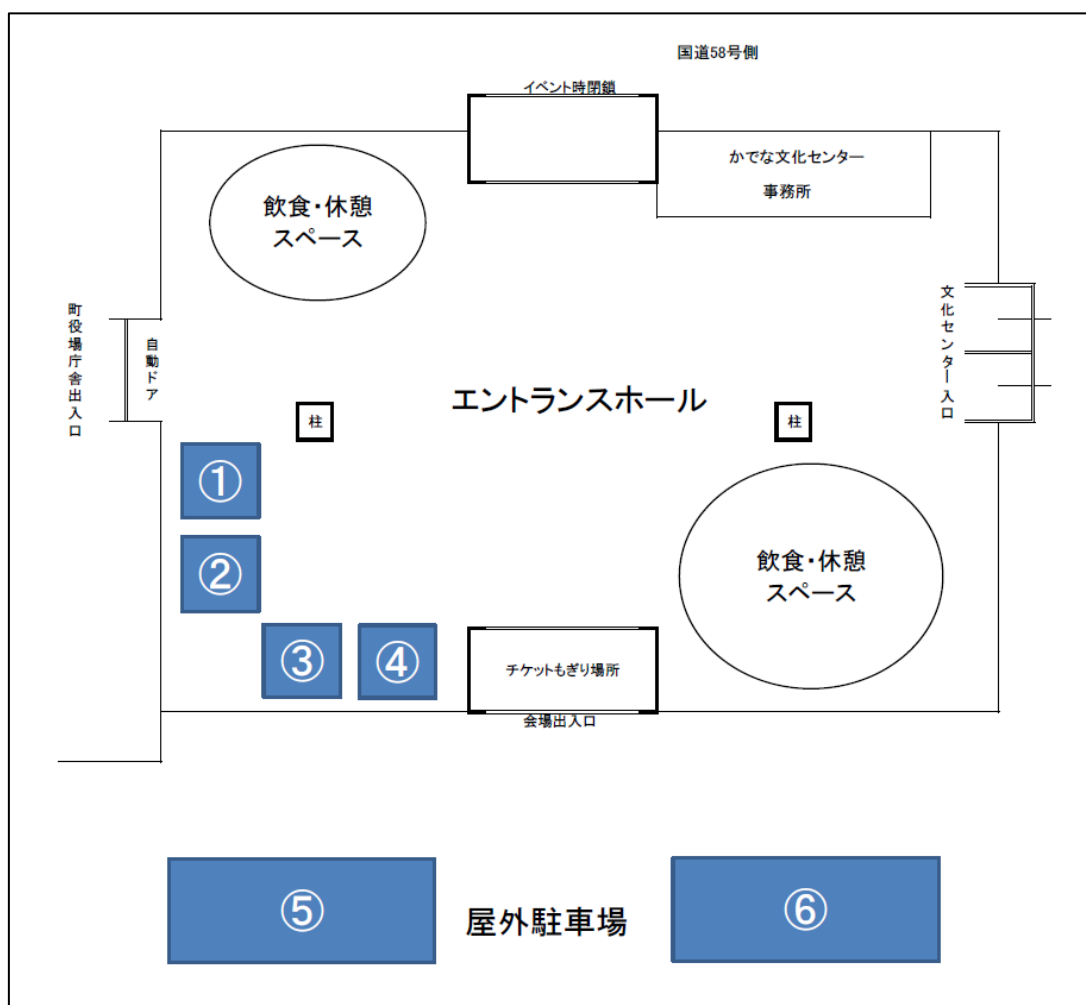
（2）出店場所及び出店区画サイズ

キッチンカー除く出店者は、嘉手納町役場エントランスホール内（下図区画①～④）とする。

キッチンカーにおいては、エントランスホール出入口前の駐車場内（下図区画⑤～⑥）とする。

サイズは下記のとおり。

- 区画①～④ : 2.0m×2.0m  
 区画⑤～⑥ : キッチンカーのサイズとする



### (3) 設営及び撤収時間

設営は、イベント当日12時より可能とし、15時まで設営を終えること。それ以前に設営を開始したい場合は要相談とする。

撤収は、イベント当日22時まで終えること。

### (4) 営業時間

開場から終演までとする。終演後の販売については、来場者の速やかな帰宅の誘導及び会場内の片付けの都合により不可とする。

### (5) 飲食物の販売方法

- ◆エンタランスホール内での火気及び発電機の使用は不可とする。
- ◆保温器類の使用は可能とする。
- ◆アルコールドリンクの販売は可能とする。

#### (6) 事務局が用意するもの

場所貸しを基本とし、販売に係る機材はすべて出店者が用意すること。ただし、下記を事務局より借用することができる。(使用料無料)

- ・ 会議用テーブル                      最大 2 台
- ・ パイプ椅子                            最大 2 脚
- ・ 電源コンセント (100V)            最大 1 口

#### 6. 申込方法

下記書類を申込期限までに事務局に提出すること。

- ①かでな GO! GO! フェスティバル出店申込書 (様式 1)
- ②販売メニュー表 (様式 2)
- ③営業許可証の写し

申込期限：令和 5 年 3 月 1 3 日 (月) 1 7 時

#### 7. 出店及び出店場所の決定

販売するメニューのバランスを考慮するとともに、本イベントのメインターゲットである 10～30 代の若者に人気のあるメニューを販売する事業者を優先的に選定する。

選定結果については、令和 5 年 3 月 1 5 日 (水) までにメールで通知する。

「shinko@town.kadena.okinawa.jp」から受信できるようにしておくこと。

なお、選定方法に関する質問は一切受け付けない。

出店場所については、事務局にて抽選を行い、決定する。

#### 8. 出店者の駐車場

駐車場を 1 出店者 (キッチンカーを除く) 1 区画割り当てる。駐車車両には駐車許可証を見やすいところに掲示し、指定された場所に駐車すること。

#### 9. 清掃及びゴミの処理

- ◆ 出店区画周辺の清掃はこまめに行うこと。
- ◆ 臭いを発するゴミは会場内に長時間放置しないこと。
- ◆ 出店者が出したゴミは各自持ち帰ることとし、事務局は回収しない。
- ◆ 来場者が購入した商品のゴミは会場内のゴミ箱に捨てることとし、事務局が回収する。

## 10. 出店者の遵守事項

出店者は法令及び下記を遵守しなければならない。違反した場合には、出店許可を取消場合がある。

- ◆指定された場所を他人に転貸又は目的外に使用しないこと。
- ◆指定された場所以外での物品の販売（はみだし陳列等含む。）はしないこと。
- ◆販売する商品すべてを表示すること。
- ◆様式2に記載した商品及び価格にて販売を行うこと。ただし、価格を下げることに關しては可能とする。
- ◆品質管理を十分に行うこと。
- ◆盗難・危険防止に努めること。
- ◆事務局の指示に従うこと。

## 11. 免 責

万一、盗難及び食中毒等の不測の事態が生じた場合、事務局は一切のその責任を負わない。

## 12. その他

- ◆販売メニューのバランスには配慮するが、他出店者との一部のメニューの重複については、事務局は一切関与しない。
- ◆この要項にない事項については、事務局の指示に従うこと。

## 13. 事務局

かでな音楽祭実行委員会 事務局  
（嘉手納町役場産業環境課内）

TEL 098-956-1111（内線327）

MAIL [shinko@town.kadena.okinawa.jp](mailto:shinko@town.kadena.okinawa.jp)